

新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新型コロナワクチン接種について

(1) 希望する高齢者に迅速に接種していくため、引き続き、国においてワクチン及び必要な物品等を確実に確保し、地域が必要とする量を安定的に供給するとともに、具体的な配分時期及び配分量等、接種の実施に必要な情報を個別の都市自治体に可能な限り迅速に提供すること。

(2) ワクチン接種を行う医師・看護師等を確保するため、個別接種医療機関の増加に資する接種費用の加算措置等を継続すること。

この他にも、集団接種会場の追加確保、臨時職員の増員、備品の追加購入、コールセンター・予約システムの強化、通常診療への影響を考慮した医療機関等への協力金等が必要であり、その経費についても、接種計画の前倒しの如何に関わらず、都市自治体に負担が生じないように、適切な財政措置を遺漏なく講じること。

(3) 国において、国民、医療機関等、地方自治体に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応等の接種を受けるに当たって必要な知見・情報を適切に発信するとともに、希望する国民が確実に接種を受けられる旨のメッセージを発信するなど、国民が安心して冷静に接種を受けられるよう、十分な周知・広報に努めること。

(4) 高齢者接種の進捗状況に応じて、間断なく迅速に次の接種対象者に実施するための取組を進めていく必要があるが、予定どおりに加速化が進む都市自治体においては、64歳以下の接種に係るワクチン供給の見通しが困難な中で、接種計画を策定せざるを得ないのが実情である。

このため、新たに薬事承認されたワクチンも含めたワクチン供給の在り方、今後の接種スケジュール等の工程表や適切な方策を早期に示すとともに、国として、接種の進捗状況を検証したうえで、ワクチンの配分を決定すること。

また、地域の実情に応じて円滑に実施できるよう、柔軟な運用を可能にすること。

さらに、国として集団免疫の獲得に向けた接種率の目安を示すこと。

- (5) 安全かつ円滑な接種に向けて、接種体制確保に必要な費用については、地方負担が生じないよう、国が全額負担することはもとより、地域の実情に応じた接種を実施できるよう、補助対象の拡充も含め、十分な財政措置を講じること。
- (6) 医療従事者が不足している地域において、迅速かつ円滑にワクチン接種を進めるため、国において医師や看護師等の医療従事者の確保・派遣等を図り、広域的な支援策等を強化すること。

また、接種に協力する医療従事者を増やすため、引き続き、医療関係団体等に働きかけるとともに、委託料や報酬等の基準を明確にすること。

- (7) ワクチン接種に関するシステムについては、都市自治体及び医療機関等の事務負担の軽減に資するよう、実情に即した改善を行うこと。
- (8) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。
- (9) 就労者が平日に接種を受けやすい環境を整備すること。

2. 医療提供体制の確保と財政措置の充実について

- (1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや医師・看護師等の派遣などの医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や搬送に係る車両・人員等の体制強化について十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で発生する必要な資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (3) 一般医療機関における感染拡大を防止するため、「地域外来・検査センタ

一」の整備を推進するなど、必要な診療・検査体制を構築すること。

また、発熱外来において診療する医師に対して財政支援等を講じるとともに、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を講じること。

- (4) PCR検査の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、PCR検査体制を充実強化するとともに、検査に要する経費について、財政措置を拡充すること。

また、変異株の検査体制についても強化すること。

- (5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保に係る支援措置を講じるとともに、体制強化に資する十分な財政措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

- (6) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

- (7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うこと。

- (8) 患者の入院医療費及び移送費について、都市自治体に負担が生じないように、財政措置を拡充すること。

また、患者の入退院の調整、回復期の病床確保等が円滑に行われるよう、国において基準を示すなど、制度を整備すること。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の確保について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、令和4年度においても、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能

を強化するとともに、その総額を確保すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が感染症に係る情報の住民等への提供、感染拡大防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定策などの各種対策に要する経費については、迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにおいて、引き続き積極的に措置すること。

(3) 特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に反映すること。

4. 地域経済に関する支援について

(1) 中小企業・小規模事業者等への支援について

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じること。

また、支援事業の実施に当たっては、都市自治体や事業者など現場の意見を踏まえ、弾力性が高く事務負担の少ない制度設計にするとともに、各種支援策及び経営に関する相談体制等を強化するほか、以下の措置を講じること。

1) 中小企業・小規模事業者等の事業継続を強力に推進するため、持続化給付金・家賃支援給付金の再度の支給及び支給額の増額等により地域や業種等に縛られない万全な支援策を講じること。

また、支援制度の実施に当たっては、迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、手続きの簡素化及び支給の迅速化を図ること。

特に、休業要請等により影響を受ける事業者に対しては、その影響を踏まえ、更なる支援の充実を図ること。

2) 金融機関による貸付の融資枠の拡大、償還期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化するとともに、速やかな資金提供が行われるよう引き続き金融機関に要請を行うこと。

また、セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。

さらに、信用保証協会に対して、資金繰り支援等について積極的な働

きかけを引き続き行うこと。

- 3) 感染症の影響を乗り越えるための感染防止対策や前向きな投資を行う事業者に対し、積極的な支援を講じること。
- 4) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。
- 5) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。
- 6) コロナ禍を受けた新しい生活様式による電子決済の利用を促進するため、事業者のキャッシュレス導入に係る費用負担の軽減措置を実施すること。

また、都市自治体が独自に実施するキャッシュレス推進施策に対し、財政措置を講じること。

- 7) 新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が懸念されることから、都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

(2) 農林漁業者等への支援について

- 1) 外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、国産農水産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充すること。
- 2) 高収益作物次期作支援交付金を拡充するなど地域を支える農林漁業者の経営継続に万全の対策を講じること。

特に、需要減退の影響が大きい畜産農家が安心して生産活動が続けられるよう十分な経営支援を講じること。

- 3) 林業経営体等の事業継続及び新たな木材需要の拡大に係る施策を推進すること。

(3) 観光振興に関する支援について

- 1) 観光産業の回復に向け、都市自治体及び事業者等が行う観光振興に係る十分な財政措置を講じること。
- 2) 売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都

市自治体及び事業者等の意見を踏まえ、継続的かつ効果的な支援を行うこと。

5. 雇用の維持について

(1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、都市自治体等の意見を踏まえ、手続きの簡素化及び速やかな交付を図ること。

また、緊急対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を更に引き上げること。

(2) 雇いを維持するため、新卒者の内定取消しや解雇・雇止めを行わないこと及び新型コロナウイルス感染症対策に配慮した企業説明会等の柔軟な採用活動を行うことについて、企業に対して引き続き協力を要請すること。

また、国による相談支援体制を強化し、雇いを維持すること。

なお、全国的な雇用情勢の更なる悪化にも対応できるよう、失業者の再就職及び雇用創出等に関する取組について、具体的かつ実効的な制度設計を行うこと。

(3) 在宅勤務をはじめ、テレワークやサテライトオフィス等多様な労働環境の整備について、財政支援の充実を図ること。

(4) 企業の経済活動縮小等により解雇や雇止めをされた者等を積極的に雇用した企業に対して助成金を支給するなど、雇用創出のための支援措置を講じること。

6. 生活インフラ等に関する支援について

(1) 低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

(2) 利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

特に、地域公共交通確保維持改善事業については対象要件を緩和すること。

また、都市自治体が独自に実施した交通事業者への支援策について、財政措置を講じること。

さらに、車内等の感染拡大防止に向けた取組に係る財政措置を拡充する

こと。

- (3) 厳しい経営状況が続いている空港運営事業者の経営の安定化に向け、更なる支援措置を講じること。
- (4) タクシー事業者が有償で食料等を運送するための許可申請について、手続き等の負担軽減を図ること。
- (5) 建築物の利用における感染リスクを減らすため、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。

7. 社会福祉に関する支援について

(1) 介護サービスに関する支援について

- 1) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き、財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻となっていることから、事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、引き続き、実効性のある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険の保険料の減免に対する財政支援については、全額国費による支援を継続すること。
- 4) 介護保険施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合であって、病床ひっ迫のため、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合について、入所者の費用負担を全額公費負担とすること。

(2) 国民健康保険制度等に関する支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財政措置を講じること。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料（税）の減免に対する財政支援については、全額国費による支援を継続すること。
- 3) 保険者努力支援制度における特定健康診査の実施率や法定外一般会計の繰入等に係る評価については、新型コロナウイルス感染症による保険

者への影響等を勘案したものとすること。

- 4) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、新たに設けられた支給額の全額を補助する制度について、支給対象者の拡大や支給対象額の増額等を図ること。
- 5) 後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブについて、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえ、適切に評価すること。

(3) 生活保護・生活困窮者への支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、失業・休業、減収、住居喪失等の厳しい状況に置かれ、生活が困窮し、あるいは生活保護を受ける市民が増加していることから、生活支援や心のケア等の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

また、支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、体制強化や活動の充実に必要な支援策を講じること。

- 2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により申請者が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じること。

なお、住居確保給付金については、同感染症が収束し、雇用状況が改善されるまでの間、受給期間を延長すること。

- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、民生委員が安心して活動を行うために必要な感染防止対策に係る支援を行うこと。

(4) 障害福祉サービスに関する支援について

障害者施設等の事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、人材確保やICTを活用した運営等に係る支援の充実を図ること。

8. 子ども・子育てに関する支援について

- (1) 保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる負担や副食費の日割減額分について、必要な財政措置を講じること。

- (2) 学校の臨時休業に伴い、児童館等で実施した放課後児童クラブ、学童保育等で生じた追加費用について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 幼稚園、保育所等の新型コロナウイルス感染症対策に係る通知や補助金について、国の窓口を一本化すること。
- (4) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び感染防止対策に必要な財政措置を講じること。
- (5) 保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の児童福祉施設に従事する職員について、慰労金を支給すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中においても質の高い保育を維持するため、保育士の更なる処遇改善及び十分な給与水準の確保に必要な財政措置を講じること。
- (7) 乳幼児健診における新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用について、集団健診での実施した場合についても財政措置を講じること。
- (8) コロナ禍の下で虐待リスクが高まる中、子ども家庭支援員の配置等に必要な財政措置を講じるとともに、子育て短期支援事業について、慢性的に不足しているショートステイ床の増床を図れるよう、財政措置を含め、更なる支援策を講じること。
- (9) 子育て世帯の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、取り残された保育を要する児童等を受け入れるための体制を整備すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の特例措置分については、令和元年度同様、国の責任において全額措置すること。
- (11) 病児保育事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で利用児童数が大幅に減少し、運営に支障を来していることから、安定した事業運営を図れるよう必要な財政措置を講じること。
- (12) 出産及び子育てが安心してできるよう妊産婦へのきめ細やかな支援策を講じること。
- (13) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充を図ること。

9. 義務教育等に関する支援について

- (1) 児童生徒の学びを保障するために都市自治体が行う取組に対して、加配教員の配置等に係る十分な財政的支援を講じること。

- (2) 小・中学校等の臨時休業による児童生徒の心のケアに対応するため、専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。
 - (3) 幼稚園及び小・中学校の施設における衛生管理について、都市自治体に対して的確な情報提供を行うとともに、消毒作業等に係るスクール・サポート・スタッフの配置等に必要な財政措置を講じること。
 - (4) 小・中学校の修学旅行や課外活動を延期・中止した場合に生じたキャンセル料等について、十分な財政措置を講じること。
 - (5) 学校臨時休業対策費補助金については、事務処理の簡略化や補助制度の拡充を行うこと。
 - (6) 学校内の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校保健特別対策事業費補助金の継続及び拡充を図ること。
10. コロナ禍における自殺も含めた総合的な自殺対策について、都市自治体が十分な施策を講じることができるよう支援を強化すること。
11. 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。
また、外国籍の船舶において検疫を終え入港した後に集団感染が発生した場合、国の責任において対応するよう必要な体制整備を図ること。
12. マスク、アルコール消毒液等の医療用・衛生用物資等について、引き続き生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市自治体に供給すること。
また、都市自治体を実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。
13. 新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営を行うため、避難者のスクリーニングなど健康管理を行うための看護師等の人材確保や、必要な資機材の整備、運営訓練等に対する支援の充実強化を図ること。
また、密集を避けるため、多くの避難所の開設やスペースの確保が求められることから、避難所施設の確保や改修に係る支援の充実強化を図ること。

14. 休業や宿泊人数の制限等により、大幅な減収に見舞われた山小屋の事業継続に万全の対策を講じること。

また、山小屋における感染症対策の推進や感染症リスクの低減のため、環境配慮型トイレの導入等に係る支援措置を拡充すること。

15. 国と地方の情報共有等の緊密な連携等について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を図るとともに、都市自治体が医療機関の入院患者受入れ状況や感染患者に関する情報等を適切に把握することができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供の在り方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。

(3) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。